

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和6年8月7日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度又は2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、障害の度数を3度又は2度に変更することを求めている。

もっと重度のはずだと思う。4度では生きられない。4度になったから死にたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年 6月13日	諮問
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

(3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフ

ィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、
「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、
またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4
度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細
目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」
という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害
の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終
的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)
は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフ
ィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

上記1の法令等の定め及び本件判定書の記載内容を前提として、本件
処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー知能検査による知能指数はIQ50であり、これは個
別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおお
むね50～75」（4度）に相当するものである。

以上のことから、知能測定値は「4度」と判定されている。

イ 「知的能力」について

面接記録票によれば、請求人はスマートフォンを所持しており、
それを使用して必要な情報を検索することが可能である。補助検
査においては、「危険」「新聞」などの小学校低学年から中学年
程度の漢字を読むことができ、四則演算もできている。

また、体を鍛えたいとの理由からジムに入会しており、その手続
もできている。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程
度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。」の区分に相
当するものとして、4度と判定されている。

ウ 「職業能力」について

面接記録票によれば、特別支援学校卒業後、令和4年4月から令
和5年12月まで、障害者枠で企業就労し、主に箱折り、紙折り、
運搬作業などを行っていたとある。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

エ 「社会性」について

面接記録票によれば、「陸上サークルクラブに入りたい」「サークルどうしたらいいか」等の記載があり、インターネットで調べられていることがわかる。

また、就労について、〇〇区の障害者就労支援センターに相談することもできており、必要なサービスを利用していることがわかる。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」までの区分に相当するものとして、4度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

判定当日は、一人で来所し、特別支援学校卒業後に就職していたことや、通院していた病院のこと、生活状況等について説明することができており、基本的な生活習慣はおおむね自立できていることがわかる。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

面接記録票によれば、平成18年から30年頃まで〇〇大学病院へ通院し、自閉症と診断されている旨の記載があるが、現在は通院していないとある。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

キ 「日常行動」について

面接記録票によれば、買物は現金で行い、バーコード決済は使用したくないことや、買物する際、会計や買うべき物が買えたかどうかの心配があるものの、レシートで確認するなどの工夫を行っていることや、他害や自傷、器物破損等の問題行動は見られないとの記載がある。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

面接記録票によれば、現在、単身で生活しており、家事は難しいとあるが、簡単な料理はでき、一日3食を自分で用意していることや、ATM利用できることや金銭管理も自ら行っている旨の記載がある。

以上により、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目全てが4度（軽度）相当とされている。

上記プロフィール欄の各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA 20 MA 8 : 0 IQ 50 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「本人の状況に合わせた支援が必要である。」と、愛の手帳の程度認定欄には「4度（軽度）」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり主張し、障害の度数を3度か2度に変更する

ことを求めている。

しかし、上述（1・(2)から(4)まで）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「4度」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）